

## 大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会（第1回）議事要旨

### （開催要領）

- 1 日時：平成20年9月12日（金）10：00～12：00
- 2 会場：日本学術会議 大会議室
- 3 出席者：浦川委員、尾浦委員、唐木委員、北原委員、高祖委員、小林委員、  
澤本委員、三田委員、長谷川委員、藤田委員、本田委員、松本委員、  
森田委員

文部科学省 榎本高等教育局企画官

事務局：竹林局長、廣田参事官

### （議事）

#### <文科省あいさつ>

（榎本企画官）

教育機関としての大学に対する社会の関心は大変高くなっており、本年度の短大を含めた大学の進学率は55%を超えたところ。こういうときだからこそ、質の保証という観点が必要になってくると認識。歴史的な蓄積の上で現在の大学制度が存在し、大学を通じて得られる学位は国際的にも通用するものと認識されているが、今後学位の質の保証をどう考えていくのか。この問題に関しては、中教審においても、高祖先生はじめ多くの先生方のこれまでのご審議を踏まえ、現在、学士課程教育の在り方に関する議論が行われているところであるが、また、各大学における取組、学協会や様々な大学団体の取組も不可欠である。そこで、去る5月に、中教審における議論を踏まえつつ、学術会議に文部科学省より、こうした点に関して審議のご依頼を申し上げた。

昨日は、中央教育審議会に対して、新しい大学教育に関する諮問が行われた。中・長期的な大学教育の在り方ということで、今後の大学教育をどう考えていくのか。大きく柱が三つある。まず、社会や学生の多様なニーズに応える教育制度をどう作っていくか。二つ目に、グローバル化が進んでいる大学教育にどう対応していくか。三つ目に、人口減少期と言われる状況の中で、大学の全体像をどう考えていくかという3点。こうした全体的な議論もあるが、分野別の質保証とい

うのは非常に大きなウェイトを占めていると思っている。ぜひ、先生方のお知恵をお借りしながら、文部科学省としても今後の施策を考えていきたいと思っている。またこうした議論を通じて、全国の各大学における色々な取組にも大きな刺激が与えられるのではないかと考えている。引き続きこうした点に関して先生方のお知恵をお借りしたく、今後ともよろしくお願いしたい。

## 1 委員長、副委員長及び幹事の選出

◇ 委員長に北原委員、副委員長に高祖委員、幹事に藤田委員及び本田委員が選出された。

＜役員からの挨拶＞

(北原委員長)

これから3年がかりで大学の分野別の質保証を策定する作業を皆さんと一緒に進めていくわけだが、本委員会の委員になるにあたり、中教審の「学士課程の構築に向けて」を読んでみた。本当に色々大変な状況にあることがよく分かる。例えば学士号の種類が600もあるということだが、学士が多様化しているということもあると思うが、国際的にも国内的にも通用するかどうかということを検討する必要があるだろう。多様化した故に、むしろ今ここで国民的に共有できるグランドデザインをもう一度考え直す必要があると私自身は感じた。今まで意味アドホックに色々やってきたことについて、もう一度大きなグランドデザインを議論するということが、我々に課せられた使命と思う。大学のあるべき姿を、我々のイメージだけでなく、現在の時代に対する認識も踏まえて、持続的で豊かな社会の構築のためにどのような人材を世に送るかということを検討していきたい。これは、日本の将来にとっての学士力とは一体何かということだと思う。おそらく伝統的な大学が期待してきたものは、文化の継承と発展だと思うが、大学進学率が増大し大多数の卒業生が社会の実業の現場に行くという状況において、社会への貢献ということも考えなければならない。同時に、自然環境や人口構造など様々な問題が錯綜している中で、社会が期待する学士力というのは、世界的な課題に挑戦する力に少しずつシフトしているのではないか。PISAの調査等に見られる力というのは、いわば課題挑戦型、そういうものを求めているのではないかと感じる。先ず学士課程のゴールに関する議論を最初の段階で行い、それを踏まえて具体的な分野別の議論に入っていけばよいと思う。

また、国民的な理解の形成に資するよう、この委員会はできるだけ公開でやりたいと思うので、皆さんのご協力をお願いしたい。

(高祖副委員長)

中教審での審議が始まって一番初めの時期に、学士課程教育を論じる場合は医学部もあれば法学部も文学部もある、こうした学部の違いを超えてどうやって議論するのかということ質問したが、その責任を取る形でここに座っているような気がしている。折角与えられた機会なので、皆さんに助けをいただきながら精

一杯務めを果たせればと思う。

(本田幹事)

今まで北原先生がリードしてこられた科学技術リテラシーの議論に関与してきたが、先生はたくさんの意見を集約して最終的によい形にまとめられた。今回もお手伝いできたかと考えている。「審議のまとめ」を通読したが、学術会議としての視点で議論することがたくさんあると思った。例えば、自分は大学設置審議会の委員を長いこと務めてきて、最後は医学分野の委員長も務めたが、大学の設置が自由化されて、殆ど届出制に近いような形になり、質の担保が非常に甘くなったという実感がある。法科大学院や薬学部などで国家試験の合格率が非常に低いところが出てきている。設置審査を厳格に運用することが困難となっているように感じる。

(藤田幹事)

北原先生が委員長なので、同じ大学というのもどうかという思いがないわけではない。学術会議の中で教育学分野の会員は4人しかいないが、私自身は主として初等・中等教育について関わってきた。高等教育自体は直接関わった経験はないのだが、特に、1991年の大学設置基準の大綱化と、その後の、先ほども言及があった規制緩和・民営化を含む自由化の方向が非常に際立ってきていることに、やむをえないとは思いつつも、将来どのようになっていくのか一抹の不安を抱いていた。中教審も学士力ということを提唱しており、OECDでも、世界の学生の能力を測るといような、15歳版のPISAの大学版をやるとい話も出ているが、こうした方向には強い違和感を持っている。とはいえ、世界的には、例えばEUのボローニャプロセスに見られるように、大学教育・大学院教育の内容や学位の標準化と質の向上を図っていく動きが進んでいる。グローバル化の下で、知識や資格に関してもグローバルスタンダード化が進んでいく状況にあると思うので、そういう動きに対応する上でもきちんとした質の保証は必要である。一方で、先ほども言及があったように、学問分野も多様であり、大学も非常に多様化している中で、個々の大学がオートノミーを持って自らの教育を編成していくということを基本的には前提にしながら、どのような方法で質の確保を図っていくのか、非常に難しい問題があると思う。学士課程4年間の中にあれもこれも詰め込むわけにはいかない。そうしことも含めて賢明な方向を示すことが求められていると思うので、私なりにこれまで抱えている漠たる不安と危惧の念を踏まえつつ、多少なりとも貢献できればと思う。

## 2 配布資料の説明

(事務局から、配布資料に基づき審議の全体スケジュール等について説明が行われた。)

## 3 「学士課程教育の構築に向けて」(審議のまとめ)についての説明

(高祖副委員長)

これからの発表は3つの部分に分けて構成する。最初は形式面から紹介し、2つ目は内容面に関して紹介したい。3つ目は、審議に加わってきた者としての私見を何点か述べる。

まず形式面から始める。審議経過に関わることを紹介する(P247)。平成19年3月19日に、中教審大学分科会の制度・教育部会の中に、学士課程教育の在り方に関する小委員会が設置され、以後同小委員会で議論を重ね約半年後の9月18日に制度・教育部会に審議の経過報告を行った。この段階では、「学士課程教育の再構築に向けて」ということで「再」が付いていた。その後も人文社会系の教育の在り方とか大学団体の在り方など色々な分野でのヒアリングを行い、また「高等学校と大学との接続に関するワーキング・グループ」のまとめ等も聞いて、その要点を取り込みながら、制度・教育部会との合同の審議を進めてきた。そして平成20年3月25日に、「再」が取れた「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」を大学分科会に出して、現在、中央教育審議会の本体にかかっているといるところである。部会と小委員会の名簿はP255・256に掲載されている。

次に「審議のまとめ」の全体構成について紹介する。全体で260ページを超えるものになっているが、本文は52ページまでであり、以降は用語解説、参考資料、図表等である。先ほど表題から「再」が取られたことを申し上げたが、その経緯は、P2に、「なお、小委員会の審議経過報告では、「学士課程教育の再構築に向けて」という表題を掲げていたが、学士課程教育という理念や実践そのものが定着・確立の途上にあるという実情に鑑み、本報告では、「学士課程教育の構築に向けて」に表題を改めた。」と記されているとおりである。「再」というと、予めあったものを作り変えるイメージだが、元々定着していないではないかということで「再」が取られた。

P237は、審議のまとめの骨子が1ページにまとめられている。冒頭に「基本的な考え方」として、「「知識基盤社会」における大学教育の量的拡大(ユニバーサル段階)を積極的に受け止めつつ、社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を目指す」と記されている。18歳人口が減っている中、大学がここ10数年の間に500何校から700何校に増えてきている。もうそろそろ打ち止めにしたらどうか、大学を作りすぎだという批判がある。しかし中教審の基本的な姿勢としては、大学の数が多いこと自体が問題ではなく、むしろ資源の少ない日本にとっては、如何に質の高い国民を育てていくかということがより重要であり、問題は、質の保証が必ずしもできていない大学において、どのように質の保証を図っていくかということである。そのために社会からの信頼に応えるとか国際通用性を備えた学士課程教育を作り上げることが使命だろうと捉えている。その際大学の自主性や自律性を尊重することは大前提で、また多角的支援の飛躍的充実が必要と記している。これまで、競争的環境の中で個性輝く大学ということで、随分競争と多様性が追求されてきた。質の保証を伴った多様性なら

良いが、そうでないと学位として与えている学士そのものの信用が問題になってくる。競争や多様性の追求はこれからも進めていくとしても、大学が協同しながら、教育の質のある種のスタンダード、先ほどグローバルスタンダードという話があったが、日本だけでなく世界への通用を意識したスタンダードを構築することが基本となるだろうという認識でいる。そのために、大学の自律性を尊重しつつ、明確な「三つの方針」、学位授与、教育課程の編成・実施、入学者受入れ、この「三つの方針」に貫かれた教学経営、PDCA サイクルの確立が要請されている。その上で、「具体的な方策」として、主に国がどういう支援や取組を行っていくかということ掲げているが、真っ先に出てくるのが我が国の学位の水準の維持・向上に向けた枠組みづくりであり、学士号が保証する能力を明確化して、それを「学士力」という言葉で概念化している。そして分野別の質保証の枠組みづくりについては、学習成果や到達目標の設定、コア・カリキュラム、教材の研究開発などに関し、日本学術会議と連携して対応していくと書いてある。

これらの全体像を一枚にまとめたものが P243 の図であり、上段の中心に記されている「ユニバーサル段階」という言葉は現在の進学状況を述べたものであり、「機能分化」という言葉は、将来像答申が日本の大学の機能を大きく7つに分けて、その7つの機能を各大学が担うことになるだろうとしたことを述べている。個別の大学は、7つの機能の中からどこをどういうバランスで担うのか選びとりながらやっていく時代になってきている。中段では、高校教育を受けた人が大学に入り、さらに市民生活・職業生活・学究生活に入っていくという流れの中で、真ん中を占める大学の学士課程を、学位の授与にかかわるディプロマ・ポリシー、出口管理や質保証によってしっかりと押さえしていく、これを学士力という概念で押さえようということ。これを実現するためには教育課程の編成・実施が問われてくるが、これはカリキュラム・ポリシーという言葉で表現できる。各大学が努力してやっているが、今必要なのは、体系化・構造化ということだろう。具体的な教育方法の中身については、表のひし形の中に成績評価も含めて書いてある。そして、このように作り上げた教育課程をきちんと消化できるだけの力のある人を入学者として取る必要がある、そのためにアドミッション・ポリシーを打ち立てなければならない。この3つのポリシーをしっかりと作り上げて高校と社会に示していくことが、枠組みとして必要なのではないか。ただ、こういう枠組みを作っても、教職員の意識が旧態依然としたままでは改革はおぼつかない。そこでFDやSDによる能力開発が必要になってくる。そして、これら全体を進めていくためのシステムを用意しようということが、全体の基本的な枠組みになっている。

P239以降は「審議のまとめ」の概要で、目次に書かれている構成に沿って要点をまとめている。「はじめに～今なぜ「学士課程教育か」～」というところでは、「学部」という組織に注目するのではなく、学位の課程を中心とする考え方に立って「学士課程教育」を構築するということを言っている。これまで「何学部何学科卒業」ということが先行してきたが、学生が具体的に何を身に付けたから学位

を出すと認めるのかという、outcome を重視する発想に切り替えていく必要があることをかなり強調した。

第1章「グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる基本認識」の2つ目の項目で、先ほども申し上げたが、大学進学率等を過剰とする見方もあるが、我が国の大学教育の規模は過大とは言えないということ、データを挙げながら述べている。そして次の3つ目の項目にあるとおり、この量的拡大を積極的に受け止めつつ、社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を目指すことが課題であると捉えている。4つ目の項目では、質の維持・向上の努力を怠る大学は淘汰されていくだろうということをはっきりと言っている。

第2章「改革の基本方向～競争と協同、多様性と標準性の調和を～」では、多様性を尊重することと、一つのスタンダードを決めることとをどう調和していくかというせめぎ合いが難しい問題となる。このことは中教審でも十分意識されており、調和の確保について留意されてきたが、本委員会でも大きな課題となると思う。2つ目の項目では、これまでよく言われてきた「市場化」の手法のみでは限界があること、しかし日本では大学団体や学協会等の組織やネットワークなど、個別大学の教育研究活動を支える基盤が脆弱であり、こうしたものの育成を進めることが重要であることを述べている。その上で、(1)で大学の取組、(2)で国による支援と取組について記している。前者は、基本的には様々な取組みを大学の自主性に委ねつつ、事例として参考にしてほしいというものであり、後者は、国として支援する際にはこういうものが考えられるだろうという事例である。

(1)では、①幅広い学び等を保証し、「21世紀型市民」に相応しい「学習成果」を達成するということを「学士力」という概念で表すとともに、②学生が本気で学び、社会で通用する力を身につけるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を行うべきこと、③入学者受入れ方針を明確にし、高等学校段階の学習成果の適切な把握・評価を行うべきことを述べている。(2)では、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、①我が国の「学士」の水準に関する枠組みづくり、「高等学校から大学へ、大学から社会へ」と連なる階梯の設計が必要であること、②学士課程教育の優れた実践に対する重点的な財政支援の拡充していくべきこと、③大学間の連携、開かれた協同のネットワーク構築を進めていくべきことを述べており、そこから、学術会議にこういうことをお願いしたいという記述も出てきている。

第3章以降は、第1節が学位に関するところで、最初の項目は、海外では「学習成果(ラーニング・アウトカム)」を重視した大学改革が進展しており、日本でもそれが必要だろうということを述べている。2つ目の項目では、我が国では大学の教育研究上の目的が抽象的で、学位授与の方針が未確立であること、出口管理をしっかりとやらなければならないだろうということを述べている。それを受けて、「国による支援・取組」の箇所に「学士力」ということが出てくるのだが、その具体的な内容は本文のP16に記されているとおりである。そこでは、「国として、学士課程で育成する「21世紀型市民」の内容(日本の大学が授与する「学

士」が保証する能力の内容)に関する参考指針を示すことにより、各大学における学位授与の方針等の策定や分野別の質保証枠組みづくりを促進・支援する。」として、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・思考性」「統合的な学習経験と創造的思考力」という4項目にわたって学士力の具体的な内容を示している。

引き続いてP17では、「将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。」として、「例えば、「学習成果」や到達目標の設定、コア・カリキュラムの策定、モデル教材やFDプログラムの研究開発などを促進する。併せて、海外の先導的な事例に関する情報収集を行い、その成果を広く提供していく。日本学術会議に対して審議依頼を行い、その回答を得て必要な取組を行う。」とされており、ここがこの委員会にお願いする一つの大きな流れになっているところである。以下、教育内容や方法に関わる第2節、入学者選抜・高等学校との接続に関わる第3節、教職員の職能開発に関わる第4節と続いて、第5節で質保証をシステムとしてどう構築していくかということ述べ、「おわりに」で締め括るという構成になっている。

大学と高等学校の連携について一つのデータを紹介したい。従来、入学試験は、自分達の大学教育にきちんとついていける能力のある人を判定するという役割があったが、今はその役割を果たさなくなっているというデータである。去年と10年前、大学に入学している人達をトータルで見た場合に、10年前は一般入試で入っている人が72%ほどおり、残りの30%足らずの人が推薦だった。それが去年あたりになると、一般入試で入っている人が57%ほどに減少し、残りの43%は推薦やAO入試で入っている人ということになるが、そのうち8割近くの人達が学力保証を得ない形で大学に入ってきているとのことである。現に学力が伴わない人が相当数大学に入ってきているという状況に対して、大学と高等学校とが連携を深めて、如何にカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとつなげていくかということが大きな課題である。

最後に3番目として、中教審の審議に加わって思うことを2・3点申し上げたい。一つは、この審議はあくまで現在進行形であり、次の段階に向けたステップであると理解していること。先ほど申し上げたように、小委員会が始まって真っ先に、様々な分野がある中で本当に一度にまとめて議論するのか、守備範囲はどこまでかという質問をした。そこで、色々な分野を一度に議論すると話が進まない、だから今回は学問分野を横に置いて、どこの学部を出ても学士という学位を提供する、すると共通する学士という学位の中身として一応どんなことが考えられるかということをお先ずは議論してみようということ議論した。当然これを踏まえた次のステップでは、分野別の質保証という話に進むのは極めて自然なことであると理解している。また、学士力についても、一応の共通理解というレベルのもので、侃侃諤諤の議論をしてこれなら絶対大丈夫という形で詰めた議論ではない。大まかなところと言えるだろうということなので、論理的にも課題が残

っている。同時に反省をこめて思うことは、このようなレポートを、大学がやることと国が支援することというように、二分法で論じていいものなのかということを感じている。学術会議にご審議をお願いすることは非常によいことと思っているが、大学単体だけではない、国の支援だけではない、中間の大学団体といったところがもっと力を持って、国の支援は受けるけれども、大学や国から指示を受けなくても、自分たちの自助努力で基準ができるように育てていくということが必要なのではないか。その意味でもここはまだ現在進行形だと思っている。

二つ目。高校から大学、大学から市民社会となっているが、議論の基本的な枠組みが、現在ある学校教育を前提にしているし、しかも、浪人をする人がいたとしても、直線的に小学校、中学校、高校、それから大学に上がっていく人達を念頭に置いた議論になっている気がする。しかし大学に限ると、今は18歳人口のうちの半分しか大学に行っていない。短大を含めても60%行くか行かないか、専門学校等を含めても75%。そうすると4分の1の人達は、今回のこの考え方の中に取り込まれていないのではないかという心配が一方である。今回、学士課程教育について論じるに当たっても、まずは圧倒的多数がそうだからということで議論を進めるわけで、それはかまわないと思う。しかしより広く議論するのであれば、22・23歳で卒業する人達が身に付けるべきものというだけでなく、社会人として学士課程に入って勉強する人が身に付けるべきものは何なのかということも一つの課題である。特にアメリカ等では、絶えず学び続けてキャリアを伸ばしており、そういうことも場合によっては視野に入れた議論が必要かもしれない。あまり広げすぎると議論の焦点がぼけるおそれがあるのでどうかと思うが、私はこのような思いを持っている。

三つ目。多様性の追求と教育の質の標準性の両立をどう保証していくのか、このための仕組みをどう作っていくのか。これについては皆様にお知恵を借りながら、みんなで知恵を出し合いながら検討していく必要があると思う。

#### <質疑応答>

- 最後のコメントは非常に重要。共通する質の保証を分野の違いを認識した上でやっている。それを踏まえた上で「なぜ学士力か」という質問が出てくるが、その意味は二つあり、「今なぜ学士力を議論すべきか」ということと、「なぜ学士力だけを議論するのか」ということ。言い換えると、お気付きのように、特に理系、工学系では学士を取った者の90%以上が大学院、修士に進む。先ほどおっしゃられた大学に行って社会に行くという図式が、学士を得て社会に行くという図式ではなくて、学士の上に修士があって社会に行く。逆に言うと、社会が求めている学士力が何かということは、ある分野、特に理系では、社会は学士と修士それぞれに対して求めているものがあるわけだが、それを共通性が重要であるということは認識しつつ、学士に対して何を求めるかという議論では、そういうところを考える必要がある。何かを議論する際には、定義をはっきりしないままで分

かったつもりで議論していると、すれ違い、的が外れた議論になることがあるので、学士というものをどのように認識するのか大学院との関係を含めてご留意いただきたい。

もう一点は、弁護士、医師、薬剤師などの「士」がつく職業と、化学などの全くそういうものがない分野とがある。大学教育でどういうところに自分の子どもを送ろうかという議論をするとき、親御さんは資格を取りなさいと言うが、化学などは学部を出ても修士を出ても何の資格もない。修士号とは何なのかという議論もある。医歯薬看護系にコア・カリキュラムが整備されているのはそれを象徴していて、資格に合格するということが存在している分野がある一方で、他の分野では化学のように資格試験がない。「化学士」というものを作ってみようという話もあるが、その必要があるかも分からない。そういった意味で、分野の違いを強調すると議論ができないというのはそのとおりだが、少しその辺を考えていただいて、どういう認識が必要かということをはっきりさせていただいた方が議論が明確になると思う。

- 分野を念頭に置いて議論すると話が進まないという状況が中教審ではあったが、次の段階ではそれを取り込んで議論しようと思う。大学院につながる場合とそのまま社会に出る場合とでは違うかもしれない。将来像答申が描いた7つの機能があるが、その機能に応じて若干その辺の強調点は変わってくるかもしれない。そういうこともこの委員会の中で議論をして行き、しかるべき方向を見出していきたい。
- 修士課程まで考える場合には、文系の学士に求める資質のうちの一部は、極端な言い方をすれば、それほど重要視しなくてもいいのではないか。分野別の方をあまり重視し過ぎない方がいいということはあるが、そういう認識を持った上で共通性が大事だという議論をしないといけない。修士にあまり認識が強くない分野には、あれもこれも学士に入れたい、となってしまう危険がある。
- 多様性と標準性のバランスの関係という最後のところで、中教審の議論では分野の多様性をあまり意識せずに議論された。これはよく分かるが、多様性というのは、分野の多様性の他にもう一つある。先ほどの入試の機能不全の話でも、推薦入学が増えているのは、推薦枠を広げなければ競争入試が成立しない大学がかなりあるから。それで全部推薦に回している。また、教員と学生の比率を見ても大学間で相当の格差が現実には存在している。今ちょうど、国立大学は中期計画の策定を進めているが、そういうところで文科省が出してきた文書を見ると、大学の機能分化に留意して中期計画を書きなさい、という議論になる。大学の機能分化という方向がもたらす多様性、あるいは、大学そのものが持っている人的資源や財政的資源の結果としての多様性を考えた上で、今回はミニマムのものを考

えるという発想に立つのか、そういう多様性には目をつぶって、ある程度大学の学士力というのはこういうものだとして国際的な水準を考えるのか。もし后者であるのなら、現実に存在している大学の多様性に対する対応・考え方をある程度考えて示さないといけない。

- 多様性についてはおっしゃるとおり。これをどんどん議論していくと、私達がこういう方向を出すとしても、では文教行政はどうしてくれるのかということも同時に言わなければいけないし、大学の自助努力だけでは限界があるということもご指摘のとおり。こういうことも、今回の議論をグローバルスタンダードに持っていくには、視野に入れておく必要があると私も思っている。
- 理工系では学部と修士一貫してやる仕組みを取っているところも多い。それでも、その後は社会に出る人もいるし、アカデミアに残る学生もいるので、後でどのように社会に貢献していくかという視点で考えると、理工系学部の特徴を踏まえつつも、もう少し一般的な議論を先ず行った方がよいような気はする。
- もちろんそのとおり。かつての教養学部の教育カリキュラム、例えば、理系の学生は歴史も哲学も分かっていなくて、産業界の人からは、ドクターコースの学生について、人とのコミュニケーションを重要視した教育をしていないと言われることもある。昔は歴史や哲学の勉強を1回生2回生のときにしっかりやっていたが、今はあまりそういうことを重視しなくても単位が取れるし、あるいは真剣に勉強しない。そうした中で、リベラルアーツが求められていることについて議論が高まっており、おっしゃることは大変重要だと思っている。
- 分野別と言われると法律系は大変難しい問題を抱えている。学部は専門性を踏まえてネーミングが行われており、法学部という学部があり、学士というのは法学部が出している学士。ところが法科大学院制度はアメリカ型のロースクール制度を導入したために、学部という基盤を基礎に置かない形で専門教育が行われるようになってしまった。弁護士の資格は、法科大学院の修了生を対象とする司法試験に合格した人に与えられる。しかし法科大学院への入学資格については、法学部を出ることは要求されておらず、文科省の当初の専門職大学院制度の設計では、多様性ということで、他の学部から多く入ってもらいたい、あるいは、一定の割合は他学部か社会人からの入学者を必ず維持することが課せられているわけで、法学部と法科大学院は切れてしまっている、むしろ切れることを要求されている。そうした際に、法学部で教える法学という専門教育というのは一体何を目指すべきかという問題は、法学部と法科大学院の中でいつも議論が行われているが結論が出ない状態。法学部の学士に求められる水準と言われても、我々は社会が何を法学士に求めるのかわからない状態になっている。本来法学士というの

はある種法律の専門家であると考え、法学士と弁護士とは資格としてどういう形になるのか。弁護士は、社会における資格としての弁護士だが、他方法学士は弁護士となる前提条件ではない。では、弁護士の数を増やす、法曹資格を増やすということになると、法学部の学士を持った人間が本来進むべきところは、将来的には弁護士の有資格者となっていくことが期待されていたはず。このような中で、制度設計として法学部はどうしたらいいかということは、法律をやっている人間としては思っている。韓国では、日本の制度の失敗は繰り返すまいということで、法科大学院を作った大学は法学部を閉鎖するという国家制度でやっている。アメリカは法学部がなく専門教育はロースクールで行う。医学のメディカルスクールと同じ。ところが日本の場合には、医学部は専門職と分けられない形でやっているわけだが、法学に関してはどういうことか分けるという制度設計を行った。今後の話だろうが、法学部の学士が目指すものはよく分からない状態であるということをお願いしておく。制度的なところで分からない。学部で何を指すかではなく、学士という資格で何を求めるかというレベルで考えるのであれば、解決の方法・出口はあるかもしれないが、そうすると、今我々が持っている専門別の学部をもう一度考え直して、いわゆる college と university というもの、あるいは研究大学と college というものの組み合わせという根本に立ち返らないといけないかもしれない。

- 今回の答申の前に、中教審が我が国の高等教育の将来像という答申を出した。その中で、ここ10年から15年くらいの間こういう方向で考える必要があるのではないかという12の提言を出しているが、そのうちの 하나가、学部や学科という入れ物、外側の組織ではなく、中の課程、何を勉強して、どういうものを身につけるかという方向に大学教育を切り替える必要があるだろうというもの。今回の学士課程教育もそういうものをにらんで、学士とは大体共通してこういうことが言えるのではないかという議論。これをそれぞれの学問分野や課程、例えば法科大学院に行く場合にも、法律を修めている人にはこういうことが必要となるし、そうでない人には最低限こういうことが必要になる、となる。課程を中心に考えるという方向に歩み出しても、日本ではまだなじみがないのでなかなか議論しにくいし、理解しにくい面もあるが、そのような方向に行くことによって、質の保証ということをしっかりやっ行って行こうということ。ただ今ご指摘のところは、現状とそれをどう解決していくかという問題があるということなので大切であり、そのあたりはまた一緒に考えていきたい。
  
- 学士力という概念全体の中で、法学部が何をすべきかということ議論していくと、おそらく、college、ロースクール的なものがいいのか、あるいは何かまとまってやった方がいいのか、一番多様な対応ができるような形で我々が提言できるとよい。形までも我々がこうしろと言うわけではなくて、学士力というもの

をきちんと定義することにより、各大学の事情に応じて制度設計ができるようになる、そんな議論になればよいと思う。

#### 4. 自由討議

- 大変大きな問題である。35年間工学部で学部教育をやってきたが、先ほどの話で、過去、学士課程教育は実は存在しなかったというのはそのとおりだと思う。学部の自治で、すべては学部で決めるというスタンスだから。それはそれで議論してきたわけだが、しかしそういうことはグローバル化等の問題がない過去のよき時代に許されたこと。今はこういうスタンダードを決めるべきだと思う。
  
- 現役の大学教員のときから教育の改善の問題は随分やってきたが、2つの話をしたい。1つは、農学教育とはどういうものかということ、農学部長会議を中心に随分検討されたが、なかなか答えが出ない。農学の現状を見ると、3学科、4学科で農学部というのが全国にたくさんあるが、これはどう考えても規模が小さすぎる。農学をどう規定しようとしても、3つくらいの分野をやって農学をやったとはとても言えない。ではどうしたらいいかということで、一番考え得る、論理的に正しいと思われる答えは、いくつかの農学部を再編すること。例えば四国でそういう話が出たこともあったが、各大学や県の反対で実現しなかった。こういった問題が農学部には1つある。それから、私の専門は農学の中でも獣医学だが、これは国家試験で出口管理がかなりしっかりしている。その国家試験の内容と比べて、実は、獣医学教育を行う大学が国立は10大学あるが、その教員数は教授が10名いるかいないかというところで、これに比べて国家試験の科目は最低18科目もあり、これでは十分な教育ができないことは最初から分かっている。全国の獣医学科をなんとか3つ4つ集めることによって立派な教育ができるだろうということは分かっているが、現実にはとても難しい。農学にしろ獣医学にしろ、技術教育なので出口のイメージはかなりできているが、現実そこに持っていくにはどうしたらいいかということに何十年も苦労している。
  
- 自分は理学部出身だが、今は科学哲学で文系の方をやっている。そういう観点で、文系・理系という区別を考え直す議論のきっかけに少しでも貢献したい。それから、先ほど話のあった理工系の学生のコミュニケーション能力などに批判があるということはよく言われている。私が所属しているコミュニケーションデザイン・センターは、大学院の全研究科を対象にしたコミュニケーション教育をする組織である。色々やっていて感じるのは、みんな学部単位で動いていて横のつながりが全然ないこと。私達は、違う研究科の学生を一つの部屋に集めて、議論させたり共通の活動をさせたりしている。そういうことをさせることが一番効果的。学士力で分野別というのも結構だが、分野を超えたところで培われるものの大事さというのも非常に大きい。昔で言えば教養教育がそれをねらっていたはず

だが、今はそういう形にあまりならないので、分野別であると同時に分野横断的にやって、違う分野の話を書くことも重要である。同じ分野の人間が議論すると意見がすぐにまとまることが多いが、違う分野の人間が議論すると揉める。しかし揉めるのが大事。社会は色々な人から成り立っているわけで、そういう感覚はとても大事。これが21世紀型の市民社会に一番求められる感覚の一つだと思う。

もう一つは、教養教育というのは初年次でできるだけ多様にして、だんだんと専門に移行していく、学部はこれから教養教育に重点を置こうという話があるが、教養教育と専門教育を学部と大学院で分業するという発想がそんなに正しいのかという問題がある。つまり、ある程度専門性を持ったときに、初めて違う分野のことを本当に知りたいと思う感覚が生まれることがあるし、一年生のときにいきなりたくさんやらされても消化するだけになってしまうこともある。ある程度専門を勉強したところで真剣に学びに行くということができるような仕組みを日本の大学は作っているのか考えないといけない。今我々の大学では、間もなく社会に出る学部の3年生、4年生及び修士の1年生、2年生を対象としたコンピテンス系の教養教育のようなものを設計するという課題について議論しており、10月の末にシンポジウムをやるつもり。そうしたところでの議論も今後ご紹介できればと思う。

- 質の保証という言葉が付いた委員会ができるということは、皮肉っぽく言うと質が保証されていないという暗黙の認識があるということ。形式的には学士というのは、学校教育法か何かで定めて、大学が認めた4年制の学部を所定の単位を修得して卒業した者が得る学位というのが形式的な定義だと思う。おそらく、初めのころはよい意味でも悪い意味でもそういうものが暗黙のうちに保証されていて学部4回生を卒業すると「学士」だったが、その認識が随分崩れてきている。そういう意味では、質の保証を議論するということは、質とは何かという定義を必要とする。もう一つは、質の保証を判定するメカニズムまで、つまり資格試験やJABEEに象徴されるように、大学で必要なコースをコア・カリキュラムとして明確に定義して、その中で質の判定メカニズムも考える必要がある。こういう議論を始める最初の人に、定義や認識を共通の部分を含めて明確にしておくことが非常に重要で、人間とは何かということも含めて定義を明確にすることにある程度時間をかければ、その先は明確にすることよりも少しは簡単で具体的になるのではないかと思っている。

- 14歳でアメリカに行き48歳まで向こうで研究・教育をしてきた。それで、日本に帰ってきて二度カルチャーショックを受けた。一つは、名古屋大学に戻ってきたがそのときの状況。やはりアメリカの教育と名古屋大学の教育は違う。いい大学の定義とは、卒業して、「この大学に行ってよかった」「この大学に行ったからこそ自分の人生が変わった」という経験をする大学だと思う。それを私自

身アメリカの大学で経験してきたので、日本の学生達にそういう気分を与えることが大事だと思う。それをどうやったらいいのかということで、先ほど話の出た A0 入試について、アメリカと日本は全然違う。アメリカの A0 は、学生は 12 年間試験をさせられたというか、その努力をしてきた人を評価するというようなものだとして理解している。日本は急に A0 をやれと言われて、何か分からないうちに、教員も忙しい中で模索してやったということで失敗も出てきたのだと思う。達成度を測るために、単位を取ったら卒業できるということではなくて、本当に大事なものは、どれだけ自分がやったことを評価されたかということなので、Grade Point Average をやったらどうかということをも名古屋大学でも言ったが、結局できなかった。こういう委員会ができたので、そういうことをご紹介できたらいいと思っている。

二度目のカルチャーショックは私学に行ったとき。学生のレベルがどんどん下がっていて困っている大学では、何が教育の目的か分からなくなってきているのではないかと。今は、入ってきた学生に何を教えられるかというのが学士の定義になっている。科目が必修か必修でないかということも学科で任されていて、学校で何も統一した教育の議論がなされていない。大学にはある程度外圧でやらないといけないかもしれない。

- 二つのことを申し上げる。一つは、学術会議の心理学・教育学委員会の委員長をやっている、4月に心理学教育プログラム検討分科会で「学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」という対外報告を出したこと。その内容は、現在の心理学教育のある種の歪みを是正するにはどのように道筋をつけたらよいかという提言。現在、心理学では「士」に相当するものがたくさんあって、一番有名なのは臨床心理士という資格。これは、大学院の修士2年間で得られる資格だが、学部でどういう教育を受けていても、2年間だけ比較的簡単というか特殊な技法を学べば、心理学の非常に重要なベースがなくても取得できる体制になっている。現在の心理学教育は、基礎教育がガタガタになっているので、学部において心理学教育にはどういうものが必要で、それが大学院でそれぞれの専門分野で臨床であるとか応用心理学であるとか、そういうものがどのようにつながるかという見取り図を提言でお示しした。これがある種のモデルになるかもしれないが、心理学と他の人文社会科学、史学や哲学ではどうなのかということになると、「士」がつく性質のものとならない性質のものでは随分違うだろう。質の保証、あるいはモデルカリキュラムを作りやすい分野とそうでない分野があるということをも十分認識しておく必要がある。

二つ目、多くの大学は東大や京大を見ながら色々なことをするのだと思うが、東大にしても京大にしても、学部の壁は本当に厚くてそう簡単には崩れない。例えば、メジャー・マイナー制を導入しようとしても、他学部の壁に阻まれてできない。教育から学びへという重要な転換期にあることを一般の先生方は認識して

いないのではないか。だから、ここで議論するような内容をどのように他の教員に伝えていくかも重要。教養学部としては、後期教養教育をどのように制度設計していくかということも考え始めている。だいぶ教員の意識も変わってきて、学士課程の中でメジャー・マイナー制などを取り入れる方向におそらく制度改革が進むと思うので、実例等も含めて委員会の中で話していきたい。

- 教養教育・一般教養というのはどのように大事なのか考えていきたい。今、放送大学にいて、社会人として入ってくる人のためということを一体どのようにしたらよいのか。あるいは絶えず学びつつある人、何度も学士を取る人もいる。そういう人達にどのように教育をしていくか。また、小中学校、高校の先生方の再教育、免許更新ということもある。日本全体が少子・高齢化に激しい勢いで向かっている中で、大学がどのようにあるべきかを考えていきたい。
- 数学と数学教育が主な専門だが、入学試験のことも研究している。先ほど推薦入試と A0 入試が憂慮すべき状態になっているという話があったが、これも大学によって様々で、A0 入試でも工夫することにより成果を上げている大学がある。また、一般入試の合格者も質が下がっている。大学としては、定員を確保するということが最優先の課題であり、受験者の数が少ないと、一般入試でもほとんどフリーパス状態になる。大学は、その規模の大小や、どこにあるか、専門が何であるか等により、多様化している。その上で入ってきた人が多様化している。人の多様化については、何とかして最低保証のレベルの確保を検討しないといけないが、大学の多様化をどうするかは非常に難しい。例えば、学士課程の共通教育はかなり大事だと思うが、小さな大学では専任教員は少なく非常勤でまかなっている。こういうところで共通科目の厳密化をやるのはなかなか難しいのではないか。
- オブザーバーなので発言は控えた方がよいと思うが、一応今までの議論をお聞きして感じたことを2点申し上げる。一つは、COE 等の審査員をやった経験から、当時の文科省の一つの要請は、世界に伍していける大学の創造、あるいは研究分野の開拓ということが言われていたが、そのために極めて特化された学問分野、あるいはそれぞれの大学の特性・個性をどのように輝かせて世界に認めさせるかということが要請されていた。大学の特性・個性は質を伴わないと承認されないが、同時に、各大学の建学の精神なり教育の理念というものがそこでも掲げられている。そのことと、こういった学士課程の質との整合性。とりわけ私立大学は建学の精神が非常に強く、それを一つの共通した質の保証の問題と学問の内容の問題、つまり、特性と質と、今求められている持続可能な社会のための我々の責務がどういう形で統合化されればいいのか、おそらくこれが求められていることだと思う。知識基盤社会と言う場合にも、工学系の先生からもお話があったが、

とりわけ技術的な分野の企業等においては、How to を知っている人間よりはむしろ潜在的な創造力のある人材がほしいと言われている。これが日本の社会を支えていくということが言われていると思う。そういう意味での知識基盤社会を担い得る学士の質とは何かということが議論になっていく気がする。

もう一点は、大学の教育の内容として、縦割りの学部・学科の枠組みよりも、というお話があったが、文理融合などを考えた教育研究がこれから必要だと言われているが、現実の大学の、とりわけ教養教育分野では、そのことにどれだけ配慮がなされているか。昔で言えば、人文・社会・自然といった3分割の在り方を、その名称を取り払っただけで、相変わらず同じような形態で教養教育というものがなされているのではないか。そここのところの考え方をどう変革したらいいのか。努力している大学はもちろんあるわけだが、一つの模範を示すというときに、実際にそれぞれの大学が有しているキャピタル・資源とどうやってすり合わせていくかという問題も重要になると感じている。

- これから我々が行う作業が、各大学の個性・伝統とどう整合性を取っていくか。我々がやるべき仕事は、学士力の基本的な考え方をきちんと明示して、それが各大学の伝統・仕組みにうまく apply してもらえそうな形が取れれば一番よいし、かつそれが各大学の改革に貢献するような形になればよいと思う。
  - 教養教育については、特に 1991 年の設置基準の大綱化以降、例えば楔形にするとか、3 年生 4 年生になってから総合的な教養科目を入れるなど、大学によって色々工夫はされてきたが、国立大学の多くは教養部を廃止した。一方で、例えばアメリカの歴史を見ると、ハーバード大学は戦後だけでも 3 回大きな教養課程の改革をしている。大体、アメリカの research university は university college というものを有しており、学部段階はそこで教養教育を行い大学院で専門的な教育をやっている。それに対して、日本の多くの大規模大学、特に私立大学はそうだが、学部で教養教育も行っている。シカゴ大学では、university college 型と collegiate divisions 型が行ったり来たりした。専門教育と教養教育の兼ね合いをどのようにするのか、これに現代風の総合的・学際的なアプローチをどう加味するのか、さらには研究の基礎になるリテラシーや方法論をどのようにしていくのかということは、日本だけではなくて、今の大学改革・大学院改革のモデルになっているとあっていいアメリカでさえ、ずっと議論が行われている。EU の場合には、ボローニャプロセスで現在大きく改革が進んでおり、従来大陸型の大学の学部は殆ど専門教育だったのが、今アメリカ型にシフトする中で、大学院の教育と併せて大きな改革を強いられている。このために、アメリカに近い教養教育を行ってきたイギリスの大学が、EU の中でのモデルになりつつある。
- こうした国内外の動向も踏まえて検討することが重要でしょうから、大学教育の国際比較であるとか、これまでの大学改革の流れや経緯等について、大学教育

を専門にされている方、中教審の委員の中にもたくさんいますが、そういう方にも、この会議に加わっていただくことにしてはいかがかと思う。

(各委員)了。

◇ 上記提案に基づく委員の追加についての人選は役員一任とし、後日メールにて提示することとされた。

#### 5. 当面の運営方針と次回会合について

◇ 今後2回程度、有識者を招いてのヒアリングを行いたい旨、委員長から発言があり、各委員の了解を得た。また、次回の日程については、依頼する有識者の都合とも調整した上で後日連絡することとされた。

以上